

ライフ・リーガル松中良行政書士事務所 M&A 支援業務の報酬等に関する規程

1. 報酬等とは、次のものを指します。

- (1) 相談料
- (2) 着手金
- (3) 中間報酬
- (4) 成功報酬
- (5) 実費

2. 報酬等発生のタイミングについては、以下のとおりとします。

- (1) 相談料 相談の都度 (30分を基本単位とする。)
- (2) 着手金 アドバイザー契約を締結した時点
- (3) 中間報酬 基本合意契約締結の時点
- (4) 成功報酬 最終契約締結の時点
- (5) 実費 発生した都度

3. 報酬の金額については、それぞれ下記のとおりとします。

- (1) 相談料については、初回及びアドバイザー契約締結後は無料とします。
2回目以降相談が発生して受任に至らなかった場合は、30分ごとに2,200円とします。
- (2) 着手金については、無料とします。
- (3) 中間報酬については、220,000円とします。
- (4) 成功報酬については、成約価額について下記のレーマン表の区分ごとの割合を乗じて得られた金額の累計額とします。ただし、当該累計額が金2,200,000円未満の場合は、金2,200,000円とします。

【レーマン表】

成約価額※	乗じる割合
5億円以下の部分	5%
5億円超10億円以下の部分	4%
10億円超50億円以下の部分	3%
50億円超100億円以下の部分	2%
100億円超の部分	1%

【※成約価額の定義】

成約価額とは、M&A等における以下に定める価額をいいます。なお、売り手と買い手(いずれも関係会社、関係する個人等を含む)との間で複数の取引が行われる場合に

は、各取引に係る価額の合計を指します。また、M&A等の実行に関連して、役員退職慰労金の支払い・役員借入金返済の返済・売り手所有不動産の譲渡・配当金・自己株式の取得・保証金又は敷金等の金額も成約価額に含まれるものとします。

No.	スキーム等	成約価額
1	株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡	譲渡価額の総額
2	出資持分譲渡	
3	事業譲渡、資産譲渡、権利譲渡、地位譲渡	
4	会社分割	分割対価の総額
5	公開買付け	買付価額の総額
6	株式移転	売り手に交付される株式等の時価評価額の総額
7	株式交換	
8	株式、新株予約権又は新株予約権付き社債の発行	発行価額の総額
9	合併	合併対価の総額
10	合弁会社の設立、共同出資	出資額（現物出資した財産の時価評価額を含む）の総額

- (5) 実費については、(1)～(4)のそれぞれの時点までに発生した金額を、その都度申し受けます。なお、当職にて立替えを行った実費に関しては、その精算を求めることができます。

4. その他の業務の報酬については、下記のとおりとします。

- (1) 基本合意契約書及び最終契約書など、M&Aを進めるにあたり必要な契約書等の書類作成代理及びチェック：50,000円～（書類の種類ごとに発生）
 ※ただし、行政書士が代理作成できる範囲に限るものとする。
- (2) デューデリジェンス業務等について他士業への委託を行った場合は、当該他士業が請求する額を支払うものとします。

以上